

# 辺塚だいたい特集

## ～地理的表示保護制度（GI）に登録されました！！～

鹿児島きもつき農業協同組合が「辺塚だいたい」を地理的表示保護制度に申請し平成29年12月15日に登録となりました。



### □地理的表示（GI）とは…

農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該製品の産地を特定でき、製品の品質等の確立した特性が当該産地と結びついているということを特定できる名称の表示をいいます。

【「平成30年2月号広報きもつき」に掲載した記事について一部追加致します】

### ● 今後は…

鹿児島きもつき農業協同組合の選果場に出荷した青果物が「辺塚だいたい」という名称を使用できます。

鹿児島きもつき農業協同組合の選果場に出荷せず直接販売する場合は「辺塚だいたい」という名称は使用できなくなりますので、ご注意ください。



### 【追加記事】

G I 登録以前に辺塚だいたいの名称を使用し販売していた生産者や販売者は、G I 登録以前から販売していたことを、証明できるものがあれば辺塚だいたいの名称を引き続き使用できます。ただし、農協の選果場を通さない場合は、G I マークの使用はできません。

### ◇G I マークの使用制限

G I マークを使用する場合は、農協の選果場に出荷して検査基準を満たした青果物だけがG I マークが使用できます。加工品にはG I マークは使用できません。